

沖縄県立コザ高等学校（全日制課程）

学校いじめ防止基本方針

第1 いじめの防止等のための基本的な方向

1 学校いじめ防止基本方針で目指す学校・生徒像といじめの定義

- (1) 本校では校訓の「自由」（天真爛漫の中に、責任と義務を尊び、共生の精神を培う）「平和」（人間尊重の精神を基盤に、思いやりと正義を貫く精神を培う）「叡智」（自発的、積極的に自己研鑽に努め、社会に貢献できる秀でた才智を培う）の精神で学んでおり、さらに日頃から「文武両道」を目標にがんばっております。しかし、いじめはどの学校にも必ず存在していることを認識し、その対応策を全職員で考えていかなければならない。われわれ教職員は、生徒たちが安心して学習活動、部活動等に取り組むことができるように学校教育全体を通じていじめ防止に取り組む。
- (2) 「いじめ」とは、生徒に対して、本校に在籍している生徒と一定の人的関係のある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットやメール等を通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- (1) いじめの未然防止と早期発見を図るため、定期的にアンケートの実施や教育相談等を通して、生徒の日頃の行動を把握する。
- (2) いじめが発覚した場合は、当該生徒の生命及び心身を保護するために、学校だけでなく、保護者、関係機関との連携を図り、いじめ問題に対処する。

第2 いじめの防止等のための対処の内容

1 いじめ防止等のための施策の内容

- (1) 学校におけるいじめの防止対策のための組織と役割

- ① 委員……校長、教頭、スクールカウンセラー、カウンセリング担当、生徒指導部代表、職場代表2名

- ② 役割……未然防止の取組、進捗状況の確認、定期的検証、教職員の共通理解と意識啓発、生徒や保護者・地域への情報発信と意識啓発、いじめ事案の集約と対応、重大事態への対応等（いじめ防止対策委員会）

（２）学校におけるいじめの防止等に関する措置

①未然防止のための取組

いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こりうることを認識し、学校の教育活動全体を通して、いじめを許さない、見逃さない教育を教職員全員で取り組む。

②いじめの早期発見の取組

いじめは、教職員の目に付きにくい時間帯や場所で行われたり、ふざけあって行われたりするなど、教職員が、いじめと判断しにくい形で行われる可能性があることを認識しなければならない。そのために定期的にアンケートを実施したり、教育相談を充実させるなどで、いじめの早期発見に努めなければならない。

③いじめに対する措置

いじめが確認された場合は、直ちにいじめを受けた生徒の安全を確保し、その後の保護者への対応やいじめられた生徒やいじめた生徒のカウンセリングを充実させるなどし、組織的に対応していく。また、学校だけで対応するのではなく、家庭や地域、関係機関と連携し、対処していくことも考えなければならない。

２ 重大事態への対処

（１）重大事態の発生と調査

- ①重大事態とは、いじめにより、本校生徒が生命、心身または財産に重大な被害が生じた場合をいう。
- ②重大事態が発生した場合は、いじめ防止対策委員会が中心となり、事実関係の解明を図るために綿密な調査を進める。

（２）調査結果の情報提供及び報告

- ①重大事態が明らかになった場合は、調査結果をいじめを受けた生徒及び保護者に対して事実関係など必要な情報を適切に提供する。
- ②調査結果については、速やかに県教育委員会へ報告をする。

第3 いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 年間指導計画

期間	内 容	関係職員	取 組 内 容
一 学 期 ・ 夏 季 休 業	会 議	いじめ防止 対策委員会	・年間計画の作成と提案
	面 談	各HR担任	・個人面談でいじめの有無を確認する。 (いじめに関するアンケート実施) ・三者面談等でさらに、いじめの実態を調査 する。
	面 談	各HR担任	
	職員会議	いじめ防止 対策委員会	・面談等で知り得た、いじめの情報を委員会 で協議をし、職員会議で報告する。
職員研修	全職員	・全職員でいじめに関する研修会を実施し、 共通認識を図る。	
二 学 期	作 成	いじめ防止 対策委員会	・いじめに関するアンケートの作成
	アンケート	各HR担任	・いじめに関するアンケートを実施。
	協 議	いじめ防止 対策委員会	・アンケートの結果を集約し、本校でのいじ めの実態を把握するとともにその対応を協 議する。 ・いじめ防止対策委員会で協議した結果を全 職員で共通認識を得た上で、全職員でその 対応にあたる。
	職員会議	全職員	
三 学 期	講 演	各HR担任	・いじめに関するアンケートを実施。
		各HR担任	・LHRまたは、全体集会等で人権意識の高 揚を図る。
	協 議	いじめ防止 対策委員会	・今年度の実施計画の反省と見直しを図る。

2 PDCA サイクルによる検証と評価（取組内容・方法の見直し等）

- (1) 本校が策定したいじめ防止基本方針やいじめ実態アンケートの点検を行い、来年度へ向けての見直しを図っていく。
- (2) 三学期末の職員会議において、来年度に向けての取組内容を確認し、共通認識を図っていく。